

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川町南部土地改良区が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業空口池地区）を行うことについて令和3年2月3日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和3年2月25日から同年3月17日まで縦覧に供する。

令和3年2月16日

香川県知事 浜 田 恵 造